

小規模事業者の方へ

小規模事業持続化補助金 を活用してみませんか？

通常枠（補助率 2/3）

最大 **50** 万円補助
※特例あり※

持続化補助金とは、

経営計画に基づく販路開拓等の取り組みを支援する補助金です。

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた

販路開拓に必要な経費の一部を補助します！

◎事業目的：小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会の支援を受けながら取り組む、
販路開拓等を支援

※小規模事業者とは、商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5名以下
製造業またはそれ以外の業種は20人以下である事業者

◎対象となる経費（抜粋）

補助対象経費科目	活用事例
機械装置等費	製造装置の購入等
広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等を構築、更新、改修するために要する経費 *但し、ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4になります。
委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第3者に依頼（契約必須）

◎補助率・補助上限額

通常枠：補助上限 50 万円 補助率 2/3（特例あり）

※賃金引上げ特例・インボイス特例 ※特例によって補助上限を上乗せになります。

◎申込締切

- ・申請受付締切 令和7年11月28日（金）
- ・事業支援計画書交付の受付締切 令和7年 **11月18日**（火）

経営個別相談会

～個社の事業計画やその他経営にかかわる相談、持続化補助金にも対応します。～

日 程：令和7年10月 3日（金）

10月21日（火）

11月 5日（水）

11月11日（火）

*13:30～16:30（1事業所1時間）

場 所：長久手市商工会館

講 師：中小企業診断士 金本 淳 氏

上記のお申し込みは商工会（TEL0561-62-7111）まで



小規模事業者持続化補助金 活用事例

CASE① 飲食店

現在、飲食店を営んでいるが、店舗売上ではこれ以上の売上アップは見込めないため、新たに通販事業を始めようと考えている。

そのため、通販事業に必要な調理機器を購入し、通販商品を開発したい。また通販商品を広報するため、近隣市町村にチラシを新聞折込することで、通販事業の売上を確保したい。

⇒持続化補助金の活用がオススメ

CASE② エステサロン

現在、エステサロンを営んでおり、主にオイルリンパマッサージを提供している。近年、お客様から脱毛メニューに対する要望が増加した。このニーズに応えるため、本格的な脱毛サービスの導入を決意し、最新の脱毛マシンの購入を検討している。

この設備投資により、サービスの幅を広げ新規顧客獲得につなげたい。集客はInstagram広告を活用したい。

⇒持続化補助金の活用がオススメ

CASE③ 菓子小売業

現在、菓子小売業を営んでいる。車の利用者が多いことから、駐車場を完備しているものの、お客様から駐車場の場所がわかりづらいとクレームが多くある。

そのため、駐車場への案内看板を作成し、お客様の車ででの来店のしやすさをアピールすることで、来店客数を伸ばし、売上アップを目指したい。

⇒持続化補助金の活用がオススメ

CASE④ 建設業

現在、水道工事業を営んでいる。現在の顧客は企業ばかりであるが、新規顧客獲得を目指し、このたび消費者向けにも事業を拡大することにした。

そのため一般の消費者に向けて、当社の水道工事のご案内チラシをポスティングし、当社のサービスを広報することで、新規顧客獲得を目指したい。

⇒持続化補助金の活用がオススメ

CASE⑤ 理容業

現在、理髪店を営んでいる。介護事業者からの要請もあり、在宅介護者に向けて出張理容サービスを始めたいと考えている。

そのために必要な移動式リクライニングチェアと移動式シャンプーユニットの導入をしたい。

また、サービスに関する事業案内パンフレットの作成・配布を行い新規顧客獲得を目指したい。

⇒持続化補助金の活用がオススメ

CASE⑥ 製造業

現在、製造業を営んでいる。現在の事業場は工場のみであるが、売上の拡大を目指し、工場の一面を改装し自社製造商品の小売を始めたいと考えている。

そのため工場の一面を店舗改装し、小売スペースを確保したい。また店頭の商品案内チラシを配架したい。小売を始めることで売上拡大を目指したい。

⇒持続化補助金の活用がオススメ

■必ずお読みください■

一般的に、補助金や助成金は、事業期間内に支払った経費の内、補助対象となっている特定の経費について、事業終了後の確定検査を経て補助されます。また補助金は要件を満たした方が全て補助されるわけではありません。申請内容を審査し、評価が高い順に採択者が決まります。

給付金・支援金とは違いますので、ご注意ください。

ご相談・お問い合わせ先

長久手市商工会 TEL0561-62-7111